

令和 8 年

第 4 回仙北市議会定例会議案

仙 北 市

目 次

- 報告第 7 号 専決処分の報告について
- 報告第 8 号 繰越明許費の報告について
- 報告第 9 号 繰越明許費の報告について
- 報告第 10 号 予算繰越の報告について
- 報告第 11 号 予算繰越の報告について
- 報告第 12 号 継続費の精算報告について
- 報告第 13 号 放棄した債権の報告について
- 議案第 61 号 仙北市田沢湖庁舎会議室等使用料条例制定について
- 議案第 62 号 仙北市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 63 号 仙北市公民館条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 64 号 令和8年度仙北市一般会計補正予算（第3号）
- 議案第 65 号 令和8年度仙北市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 66 号 令和8年度仙北市生保内財産区特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 67 号 令和8年度仙北市田沢財産区特別会計補正予算（第1号）

目 次

- 議案第 68 号 下高野辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 議案第 69 号 田沢辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 議案第 70 号 仙北市過疎地域持続的発展市町村計画の変更について
- 議案第 71 号 仙北市田沢財産区管理委員選任につき同意を求めることについて
- 議案第 72 号 仙北市田沢財産区管理委員選任につき同意を求めることについて

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づき報告する。

令和8年6月3日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

専 決 処 分 書

自動車事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和8年5月19日 処分

秋田県仙北市長 田 口 知 明

記

1. 事故発生の日時及び場所

日 時 令和8年3月19日（木） 午前11時00分頃
場 所 仙北市角館町藪田中嶋1番地23 地先

2. 和解及び損害賠償の相手方

3. 和解に至る経過

仙北市は、事故発生後、相手方と損害賠償について交渉した結果、和解するものである。

4. 和解の内容

(1) 仙北市は、相手方に対し、前記事故の損害賠償金として金8,910円を支払う。

(2) 本件事故に関し、今後いかなる事情が発生しても双方とも異議の申し立てをしないことを確約する。

繰越明許費の報告について

令和7年度仙北市一般会計において、繰越明許費に係る歳出予算の経費を別紙繰越明許費繰越計算書のとおり翌年度に繰り越したため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

令和8年6月3日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

令和7年度仙北市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源	摘要
					既収入 特定財源	未収入 特定財源				
						国 県 支出金	地方債	その他		
2	総務費	1 総務管理費	高度外国人材等受入促進事業費	9,867,000	9,867,000		4,933,000		4,934,000	
2	総務費	1 総務管理費	仙北市生活応援商品券事業費	353,200,000	350,364,000		327,366,000		22,998,000	
2	総務費	1 総務管理費	情報通信施設管理運営費	246,000	246,000				246,000	
2	総務費	2 徴税費	賦課徴収費	321,000	321,000				321,000	
2	総務費	3 戸籍住民基本台帳	戸籍事務・マイナンバー制度導入事業費	6,512,000	6,512,000				6,512,000	
3	民生費	1 社会福祉費	温泉休養施設管理運営費	26,129,000	26,129,000	30,000		26,000,000	99,000	
3	民生費	2 児童福祉費	物価高対応子育て応援手当支給事業費	163,000	163,000		163,000			
4	衛生費	2 水道費	水道事業会計補助金	19,500,000	19,500,000			19,500,000		
6	農林水産業費	1 農業費	農地集積加速化基盤整備事業費	9,100,000	9,100,000			9,100,000		
6	農林水産業費	1 農業費	農地中間管理機構関連ほ場整備事業費	41,440,000	41,440,000	40,000		41,400,000		
6	農林水産業費	1 農業費	元気な中山間農業応援事業費	970,000	970,000	70,000		900,000		
6	農林水産業費	1 農業費	ため池等整備事業費負担金	10,500,000	10,500,000			10,100,000	400,000	
6	農林水産業費	1 農業費	花葉館施設整備事業費	961,000	961,000	900,000			61,000	
7	商工費	1 商工費	人と地域を創生する観光誘客事業費	2,317,000	2,317,000		787,000		1,530,000	
7	商工費	1 商工費	人と地域を創生する観光誘客事業費	440,000	440,000		220,000		220,000	
7	商工費	1 商工費	人と地域を創生する観光誘客事業費	10,133,000	10,133,000		4,517,000		5,616,000	
8	土木費	1 土木管理費	急傾斜危険区域工事費負担金	3,600,000	3,016,000	16,000		3,000,000		
8	土木費	2 道路橋りょう費	社会資本整備総合交付金事業費	114,558,000	114,558,000		65,907,000	48,500,000	151,000	
8	土木費	2 道路橋りょう費	辺地対策事業費	4,000,000	4,000,000			4,000,000		
8	土木費	2 道路橋りょう費	過疎対策事業費	13,424,000	13,424,000	34,000		13,300,000	90,000	
8	土木費	3 河川費	河川改良事業費	30,490,000	20,490,000	80,000		20,400,000	10,000	
9	消防費	1 消防費	大曲仙北広域市町村圏組合消防費負担金	30,900,000	30,900,000			29,100,000	1,800,000	
9	消防費	1 消防費	避難所環境整備事業費	1,115,000	1,115,000		835,000		280,000	
11	災害復旧費	1 農林水産施設 災害復旧費	現年補助災害復旧事業費	323,159,000	322,809,000		205,769,000	91,500,000	1,199,000	24,341,000
11	災害復旧費	1 農林水産施設 災害復旧費	農業用施設災害復旧事業費	99,560,000	99,560,000					99,560,000
11	災害復旧費	1 農林水産施設 災害復旧費	現年補助災害復旧事業費	485,495,000	485,495,000		189,330,000	266,500,000		29,665,000
11	災害復旧費	1 農林水産施設 災害復旧費	林業施設災害復旧事業費	89,445,000	89,445,000			58,100,000		31,345,000
11	災害復旧費	2 公共土木施設 災害復旧費	現年補助公共土木施設災害復旧事業費	243,100,000	237,842,000		113,007,000	123,600,000		1,235,000
11	災害復旧費	2 公共土木施設 災害復旧費	公共土木施設災害復旧事業費	5,000,000	5,000,000			5,000,000		

令和8年6月3日提出

秋田県仙北市長 田口 知明

繰越明許費の報告について

令和7年度国民健康保険特別会計において、繰越明許費に係る歳出予算の経費を別紙繰越明許費繰越計算書のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

令和8年6月3日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

令和7年度仙北市国民健康保険特別会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源	摘要
					既収入 特定財源	未収入 特定財源	未収入 特定財源			
					国 県 支出金	地方債	その他			
1 総務費	1 施設管理費	一般管理費	5,654,000	5,654,000					5,654,000	
1 総務費	2 徴税費	賦課徴収費	400,000	400,000					400,000	

令和8年6月3日提出

秋田県仙北市長 田口 知明

予算繰越の報告について

令和7年度仙北市水道事業会計において、建設改良費に係る予算を別紙予算繰越計算書のとおり翌年度に繰り越したので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告する。

令和8年6月3日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

令和7年度仙北市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位:円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな前資産の購入限度額	説明
						地方債	国県支出金	損益勘定留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	〈改良工事費〉 水道管路緊急改善事業	43,585,000	0	43,585,000	23,100,000	8,178,000	12,307,000	0	0	(角館地区) 令和7年度、国の補正予算成立に伴い、前倒し配分となり、繰越前提での交付申請・契約手続きとなったため。
		導水管・送水管耐震化事業	23,533,000	0	23,533,000	8,800,000	7,319,000	7,414,000	0	0	(角館地区) 令和7年度、国の補正予算成立に伴い、前倒し配分となり、繰越前提での交付申請・契約手続きとなったため。
		効果促進事業	47,640,000	0	47,640,000	0	23,820,000	23,820,000	0	0	(耐震診断業務) 令和7年度、国の補正予算成立に伴い、前倒し配分となり、繰越前提での交付申請・契約手続きとなったため。

予算繰越の報告について

令和7年度仙北市下水道事業会計において、建設改良費に係る予算を別紙予算繰越計算書のとおり翌年度に繰り越したので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告する。

令和8年6月3日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

令和7年度仙北市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予 算 計上額	支 払 義 務 発 生 額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		不 用 額	翌年度繰越額に 係る繰越を要す るたな卸資産の 購入限度額	説 明
						企業債	損益勘定 留保資金			
1 資本的 支 出	1 建設改 良 費	流域下水道建 設費負担金	円 6,140,000	円 4,512,000	円 1,628,000	円 1,600,000	円 28,000	円 0	円 0	【流域下水道建設負担金 1,628,000円】 令和7年度国の補正予算の成立時 期（R7年12月）を考慮すると、 財政法上の会計年度末までに事 業を完了するのは困難であるこ とから、抜本的に事業計画を見 直す必要があるため。

継続費の精算報告について

令和7年度仙北市下水道事業会計における継続費の精算報告について、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第2項の規定により報告する。

令和8年6月3日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

令和7年度 仙北市下水道事業会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画					実 績					比 較				
				年割額	左の財源内訳				支払義務 発生額	左の財源内訳				年割額と 支払義務 発生額の 差	左の財源内訳			
					企業債	国 庫 補助金	他会計 出資金	損益勘定 留保資金		企業債	国 庫 補助金	他会計 出資金	損益勘定 留保資金		企業債	国 庫 補助金	他会計 出資金	損益勘定 留保資金
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	千円	円	円	円	円		
1	1	【田沢湖浄化センター】 ストックマネジメント事業 建設改良費	令和6年度	35,160,000	15,800,000	19,272,000	88,000	0	0	0	0	0	35,160,000	15,800,000	19,272,000	88,000	0	
			令和7年度	105,970,000	72,900,000	33,000,000	70,000	0	141,130,000	88,700,000	52,272,500	157,500	0	△ 35,160,000	△ 15,800,000	△ 19,272,500	△ 87,500	0
			計	141,130,000	88,700,000	52,272,000	158,000	0	141,130,000	88,700,000	52,272,500	157,500	0	0	0	△ 500	500	0

放棄した債権の報告について

仙北市債権管理条例（令和2年仙北市条例第1号）第10条第1項の規定により、市の債権について別紙調書のとおり放棄したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年6月3日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

仙北市債権管理条例に基づく債権放棄調書

番号	債権名	上段：件数、 中段：債権額、 下段：債権を放棄した理由	不納欠損 処理日	所管部署
1	学校給食費保護者負担金 (私債権)	2 件 1 4 6 , 4 0 0 円 第 3 号 消滅時効	令和8年4月14日	総合給食センター

債権を放棄した理由 (仙北市債権管理条例第 1 0 条)	第 1 号 生活困窮、 第 2 号 破産等、 第 3 号 消滅時効、 第 4 号 強制執行後の無資力、 第 5 号 徴収停止後も無資力、 第 6 号 死亡・行方不明等
---------------------------------	---

議案第 61 号

仙北市田沢湖庁舎会議室等使用料条例制定について

仙北市田沢湖庁舎会議室等使用料条例を別添のとおり制定するものとする。

令和8年6月3日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

仙北市田沢湖庁舎会議室等使用料条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第225条に基づき、同法第238条の4第7項の規定による許可を受けてする田沢湖庁舎の会議室等の使用につき徴収する使用料に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「会議室等」とは、田沢湖庁舎の会議室等のうち、別表に掲げるものをいう。

(使用料)

第3条 会議室等を使用する者は、別表に定める使用料を市長が指定する日まで納付しなければならない。

2 使用料は、前納とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りではない。

(使用料の減免)

第4条 市長が特に必要があると認めるときは、前条に規定する使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第5条 既に徴収した使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その一部又は全部を還付することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

別表（第2条及び第3条関係）

会議室等の使用料

施設区分	基本使用料	超過使用料	冷暖房使用料
会議室101	620円	150円	1時間につき40円
会議室102	620円	150円	1時間につき40円
会議室103	1,240円	300円	1時間につき80円
和室104	620円	150円	1時間につき40円
和室105	620円	150円	1時間につき40円
第1会議室	1,860円	450円	1時間につき120円
第2会議室	620円	150円	1時間につき40円
第3会議室	620円	150円	1時間につき40円
第4会議室	620円	150円	1時間につき40円
第5会議室	620円	150円	1時間につき40円

備考

- 1 基本使用料は、使用時間4時間までとする。
- 2 超過使用料は、1時間ごとに加算する額とする。
- 3 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間とみなす。
- 4 会議室102と会議室103、和室104と和室105、第4会議室と第5会議室を併せて使用するときは、両方の使用料を合算した額とする。また、冷暖房使用料も同様に合算した額とする。
- 5 営利を目的として使用する場合、又は入場料その他これに類するものを徴収して使用する場合は、冷暖房使用料を除くほかは、3倍額とする。

議案第 62 号

仙北市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

仙北市国民健康保険税条例（平成20年仙北市条例第22号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年6月3日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

仙北市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

仙北市国民健康保険税条例（平成20年仙北市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「介護納付金」という。）の次に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の1号を加える。

（4） 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条第3項中「属する」の次に「国民健康保険の」を加え、同条に次の1項を加える。

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が3万円を超える場合には、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

第3条第1項中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に、「100分の6.8」を「100分の6.56」に改める。

第5条中「18,000円」を「16,000円」に改める。

第5条の2第1号中「第7条の3」の次に「、第9条の7」を加

え、「17,000円」を「15,000円」に改め、同条第2号中「8,500円」を「7,500円」に改め、同条第3号中「12,750円」を「11,250円」に改める。

第9条の2中「10,000円」を「11,000円」に改める。

第9条の3中「4,000円」を「5,000円」に改め、同条の次に次の4条を加える。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)

第9条の4 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.24を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第9条の5 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,000円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第9条の6 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について40円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)

第9条の7 第2条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,000円

(2) 特定世帯 500円

(3) 特定継続世帯 750円

第21条第1項中「)並びに」を「)、」に改め、「場合には、17万円)」の次に「並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円)」を加え、同項第1号ア中「12,600円」を「11,200円」に改め、同号イ(ア)中

「11,900円」を「10,500円」に改め、同号イ（イ）中「5,950円」を「5,250円」に改め、同号イ（ウ）中「8,925円」を「7,875円」に改め、同号オ中「7,000円」を「7,700円」に改め、同号カ中「2,800円」を「3,500円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について1,000円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について40円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,000円

（イ） 特定世帯 500円

（ウ） 特定継続世帯 750円

第21条第1項第2号ア中「9,000円」を「8,000円」に改め、同号イ（ア）中「8,500円」を「7,500円」に改め、同号イ（イ）中「4,250円」を「3,750円」に改め、同号イ（ウ）中「6,375円」を「5,625円」に改め、同号オ中「5,000円」を「5,500円」に改め、同号カ中「2,000円」を「2,500円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について1,000円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について40円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、そ

れぞれに定める額

- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,000円
- (イ) 特定世帯 500円
- (ウ) 特定継続世帯 750円

第21条第1項第3号ア中「3,600円」を「3,200円」に改め、同号イ(ア)中「3,400円」を「3,000円」に改め、同号イ(イ)中「1,700円」を「1,500円」に改め、同号イ(ウ)中「2,550円」を「2,250円」に改め、同号オ中「2,000円」を「2,200円」に改め、同号カ中「800円」を「1,000円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について1,000円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について40円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,000円
- (イ) 特定世帯 500円
- (ウ) 特定継続世帯 750円

第21条第2項第1号ア中「2,700円」を「2,400円」に改め、同号イ中「4,500円」を「4,000円」に改め、同号ウ中「7,200円」を「6,400円」に改め、同号エ中「9,000円」を「8,000円」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号キに規定する金額を減額した世帯 150円
- イ 前項第2号キに規定する金額を減額した世帯 250円

ウ 前項第3号キに規定する金額を減額した世帯 400円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 500円

第21条第3項中「及び」を「並びに」に改め、同項各号列記以外の部分中「均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、同項第1号中「第24条の30の5」を「第24条の30の6」に改め、同項に次の3号を加える。

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第9条の4の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の6の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の7の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第21条に次の1項を加える。

4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保

険者均等割額（前3項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

附則第6項、第7項、第9項、第10項、第11項及び第12項中「第8条」の次に「、第9条の4」を加える。

附則第13項及び第14項中「第6条、第8条」の次に「、第9条の4」を加える。

附則第15項及び第16項中「第8条」の次に「、第9条の4」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の仙北市国民健康保険税条例の規定は、令和8年4月1日から適用する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の仙北市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 63 号

仙北市公民館条例の一部を改正する条例制定について

仙北市公民館条例（平成17年仙北市条例第165号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年6月3日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

仙北市公民館条例の一部を改正する条例

仙北市公民館条例（平成17年仙北市条例第165号）の一部を次のように改正する。

第2条の表田沢湖公民館の項位置の欄中「27番地」を「30番地」に改める。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

下高野辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

下高野辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり策定することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和8年6月3日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

総 合 整 備 計 画 書

秋田県仙北市 下高野 辺地
(辺地の人口 213 人・面積 5.0 km²)

1. 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

仙北市田沢湖生保内字下高野

(2) 地域の中心の位置

秋田県仙北市田沢湖生保内字下高野

(3) 辺地度数

131 点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

林道下高野線は、集落住民や林業関係者が常時公共の用に供する林道であり、林野庁のインフラ長寿命化計画に基づき林道橋定期点検を実施した結果、路線内に位置する下高野線第1号橋において、補修・改良が必要と判断されたことから、各補修工を実施することで橋梁の長寿命化を図り、林道内交通網の安全性・信頼性を確保する。

3. 公共的施設の整備計画

令和8年度から令和12年度まで5年間

(単位：千円)

区 分		事業費	財源内容		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
施設名	事業主体名		特定財源	一般財源	
林道	仙北市	43,031	21,466	21,565	21,500
		43,031	21,466	21,565	21,500

田沢辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

田沢辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和8年6月3日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

総合整備計画書

秋田県仙北市 田沢 辺地
(辺地の人口 515 人・面積 13.3 km²)

1. 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

仙北市田沢湖田沢字鎧畑、字蟹沢口、字耳除、字高市平、字開元、字日渡、字道目木、字打野、字田沢々口、字上前田、字高屋、字大山、字寺下、字東前、字中島、字見附田、字沼田、字先達、字供養佛、字前田、字大谷地、字宮ノ沢、字天狗森、字下モ田、字薬師坂、字羽根坂、字悪戸

(2) 地域の中心の位置

秋田県仙北市田沢湖田沢字高屋

(3) 辺地度点数

115 点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

当辺地は、集落が点在し、市の中心地から遠距離に位置している。市道打野田沢々口1号線は当辺地区域内の集落と国道341号を連絡する重要な生活道路であるが、狭隘道路のため特に冬期交通に著しく支障をきたしている。地域住民の交通の安全性及び利便性を確保するため市道の側溝改良及び局部改良、舗装工事を行うものである。

また、高齢者など交通弱者の移動手段が限られており、就学者の通学や高齢者の通院など、地域住民の交通手段を確保するため田沢地区新交通システムを運用する。そのため自動車整備が必要である。

また、本市では、火災時の初期消火の消防水利は、消火栓と防火水槽に大きく依存している。上前田地区の消火栓は老朽化が著しいため、消防水利を順次更新することで、当地区の初期消火活動の充実を図るものである。

3. 公共的施設の整備計画

令和5年度から令和9年度まで5年間

(単位：千円)

区 分		事業費	財源内容		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
施設名	事業主体名		特定財源	一般財源	
道 路	仙北市	10,000	0	10,000	10,000
自動車	仙北市	4,086	0	4,086	4,000
<u>消防施設</u>	<u>仙北市</u>	<u>2,321</u>	<u>0</u>	<u>2,321</u>	<u>2,300</u>
		<u>16,407</u>	<u>0</u>	<u>16,407</u>	<u>16,300</u>

仙北市過疎地域持続的発展市町村計画の変更について

仙北市過疎地域持続的発展市町村計画を別紙のとおり変更することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第10項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和8年6月3日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

仙北市過疎地域持続的発展市町村計画 新旧対照表

変更箇所 (変更後計画 の頁、行等)	変更後	変更前
生活環境の整備 (1) 生活環境の整備方針 1行目	<p>(1) 生活環境の整備方針</p> <p><u>本市では、住民が安全で安心して暮らせる生活環境の確保を最重要課題と位置づけ、強靱で持続可能な社会基盤の整備・維持管理を総合的に推進する。</u></p>	<p>(1) 生活環境の整備方針</p>
生活環境の整備 (2) 現況と問題点【カ 住宅・公園】 9行目	<p>本市にはさまざまな公園や緑地などがあり、幅広い年齢層の自然とのふれあい、レクリエーション活動、健康増進のための運動や文化的活動など多様な活動の拠点になっている。また、防災機能上においても大きな役割を担っており、災害時における避難場所や救援物資の輸送の拠点としての機能、ドクターヘリの離発着にも活用されている。そのほか、地球環境問題やヒートアイランド現象の緩和など多岐多様な機能が求められている。</p> <p><u>加えて、近年激甚化する自然災害等への対応等、誰もが健やかに暮らせる環境維持の重要性が高まっており、住民の生活環境における安全・安心の確保が一層求められている。</u></p> <p>緑豊かな空間を維持していくためには、既存の公園や緑地などを適切に管理していくとともに、効率的な整備を推進し、美しい景観の魅力あふれるオープンスペースの確保が必要である。</p>	<p>本市にはさまざまな公園や緑地などがあり、幅広い年齢層の自然とのふれあい、レクリエーション活動、健康増進のための運動や文化的活動など多様な活動の拠点になっている。また、防災機能上においても大きな役割を担っており、災害時における避難場所や救援物資の輸送の拠点としての機能、ドクターヘリの離発着にも活用されている。そのほか、地球環境問題やヒートアイランド現象の緩和など多岐多様な機能が求められている。</p> <p>緑豊かな空間を維持していくためには、既存の公園や緑地などを適切に管理していくとともに、効率的な整備を推進し、美しい景観の魅力あふれるオープンスペースの確保が必要である。</p>
生活環境の整備 (3) その対策【カ 住宅・公園】	<p>公営住宅の建設促進について、子育て世帯や高齢者世帯に配慮した公営住宅の整備を社会経済情勢の変化を見極めつつ検討を行う。耐用年数を過</p>	<p>公営住宅の建設促進について、子育て世帯や高齢者世帯に配慮した公営住宅の整備を社会経済情勢の変化を見極めつつ検討を行う。耐用年数を過</p>

1 行目	<p>ぎた公営住宅については、入居者が安全安心で快適な生活を送れるよう必要な補修整備等を進める。危険老朽空き家については、所有者による撤去を促すような施策を実施する。</p> <p><u>また、集落における防災機能の強化やバリアフリー化の推進等、誰もが安全に利用できる環境整備を柱とした包括的な住環境の形成を推進する。</u></p> <p>公園緑地を安全安心に利用できるよう維持管理するとともに利用の促進に努め、地域の活性化や快適な生活環境の確保を推進していく。市民の憩いの場、レクリエーション活動の場として、市民はもとより誰もが快適で楽しく利用できるようきめ細かな管理を行う。地元に着した公園として、地域住民の健康づくりの場、休養の場、都市農村交流の場、地域間交流の場として利用の促進を図っていく。</p>	<p>ぎた公営住宅については、入居者が安全安心で快適な生活を送れるよう必要な補修整備等を進める。危険老朽空き家については、所有者による撤去を促すような施策を実施する。</p> <p>公園緑地を安全安心に利用できるよう維持管理するとともに利用の促進に努め、地域の活性化や快適な生活環境の確保を推進していく。市民の憩いの場、レクリエーション活動の場として、市民はもとより誰もが快適で楽しく利用できるようきめ細かな管理を行う。地元に着した公園として、地域住民の健康づくりの場、休養の場、都市農村交流の場、地域間交流の場として利用の促進を図っていく。</p>
生活環境の整備（４）計画 5 生活環境の整備（７）過疎地域持続的発展特別事業 防災・防犯	<u>急傾斜地崩壊対策事業</u> ①事業の必要性 <u>急傾斜地崩壊危険箇所への早急な対策工を実施することにより、地域の防災力の向上を図るため。</u> ②具体の事業内容 <u>急傾斜地崩壊に関する県営対策事業の事業費の一部を負担する。</u> ③事業効果 <u>市民の安全安心の確保と生活環境の向上が図られるため、将来にわたる過疎地域の持続的発展に資する事業である。</u>	—

議案第 71 号

仙北市田沢財産区管理委員選任につき同意を求めること
について

次の者を仙北市田沢財産区管理委員に選任したいので、仙北市
田沢財産区管理会条例(平成20年仙北市条例第31号)第3条の
規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月3日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

記

選任すべき委員の住所、氏名、生年月日、任期

住 所

氏 名 伊 藤 聡

生年月日

任 期 令和8年6月25日～令和12年6月24日

議案第 72 号

仙北市田沢財産区管理委員選任につき同意を求めること
について

次の者を仙北市田沢財産区管理委員に選任したいので、仙北市
田沢財産区管理会条例(平成20年仙北市条例第31号)第3条の
規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月3日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

記

選任すべき委員の住所、氏名、生年月日、任期

住 所

氏 名 築 田 正

生年月日

任 期 令和8年6月25日～令和12年6月24日